

地方ヒアリングにおける意見骨子

平成23年6月23日
全国町村会

1. 年度間の変動が大きい町村においても必要な事業が計画的に実施できるものとする。
2. 地域間格差が拡大しないよう、財政力の弱い自治体や条件不利地域に手厚く配分すること。
3. 一括交付金化する補助金等の対象範囲、配分の基準となる客観的指標等の検討にあたっては、町村の意見を十分踏まえること。
特に、離島振興関係補助金、史跡等購入費補助金等特定地域の特別の事情等により講じられているものについては、一括交付金の対象外とすること。
また、投資的経費の客観的指標による配分は、道路の改良率や下水道等の普及率など社会資本の整備状況を考慮すること。
4. 一括交付金化を国の財源捻出の手段とせず、総額は、少なくとも、対象となる補助金・交付金等の額と同額を確保することとし、「国と地方の協議の場」において決定すること。
5. 一括交付金については、町村が地域の実情に応じて活用できる自主性の高いものとする。このため、「補助金適正化法」の適用対象外とし、既存の補助金等では想定していない新規事業を対象とすることや、地方が事業を提案追加できる柔軟性のある仕組みとすること。
併せて、残る補助金等の申請手続・実績報告等も極力簡素化すること。
6. 先行して実施された都道府県分の運用の中で出ている問題点、課題、改善意見等を十分踏まえ、併せて、町村特有の問題点等の整理・検討をおこない制度に反映すること。

7. 地方の予算編成に影響を与えないよう、一括交付金化する補助金等の対象範囲、配分の基準となる客観的指標は、概算要求前に明確化し、予見できるものとする。
8. 経常に係る補助金・交付金等の一括交付金化について、全国画一的な「保険」・「現金給付」に対するものや地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な負担金・補助金等は、対象外とすること。
特に、社会保障・義務教育関係については、一括交付金化により地方ごとのサービスに格差が生じることのないよう必要な施策の実施が確保される仕組みとすること。
9. 東日本大震災の復旧・復興財源は、国の責任において別枠で確保し、一括交付金の総額を削除しないこと。
10. 町村の懸念への対応策をあらかじめ明らかにした上で、「国と地方の協議の場」で協議し、地方の納得が得られるよう、極めて慎重に検討すること。